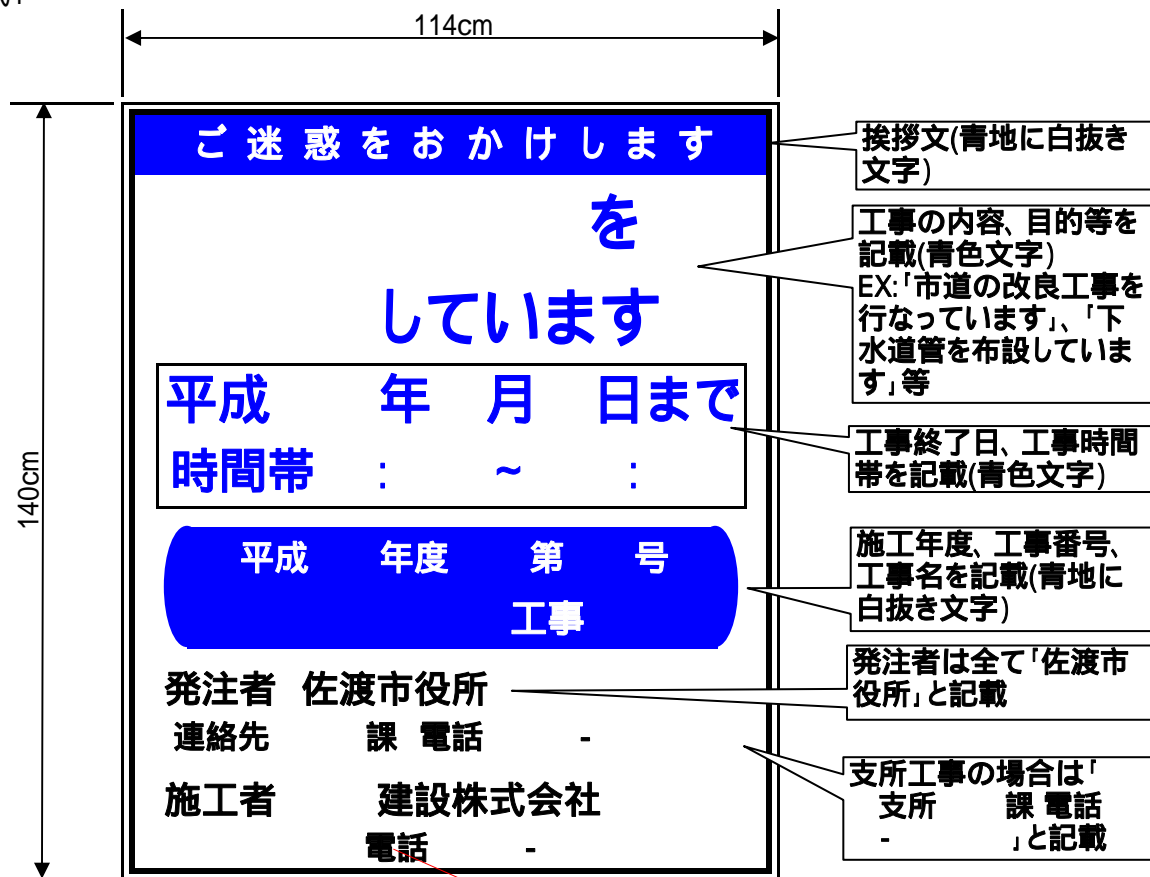
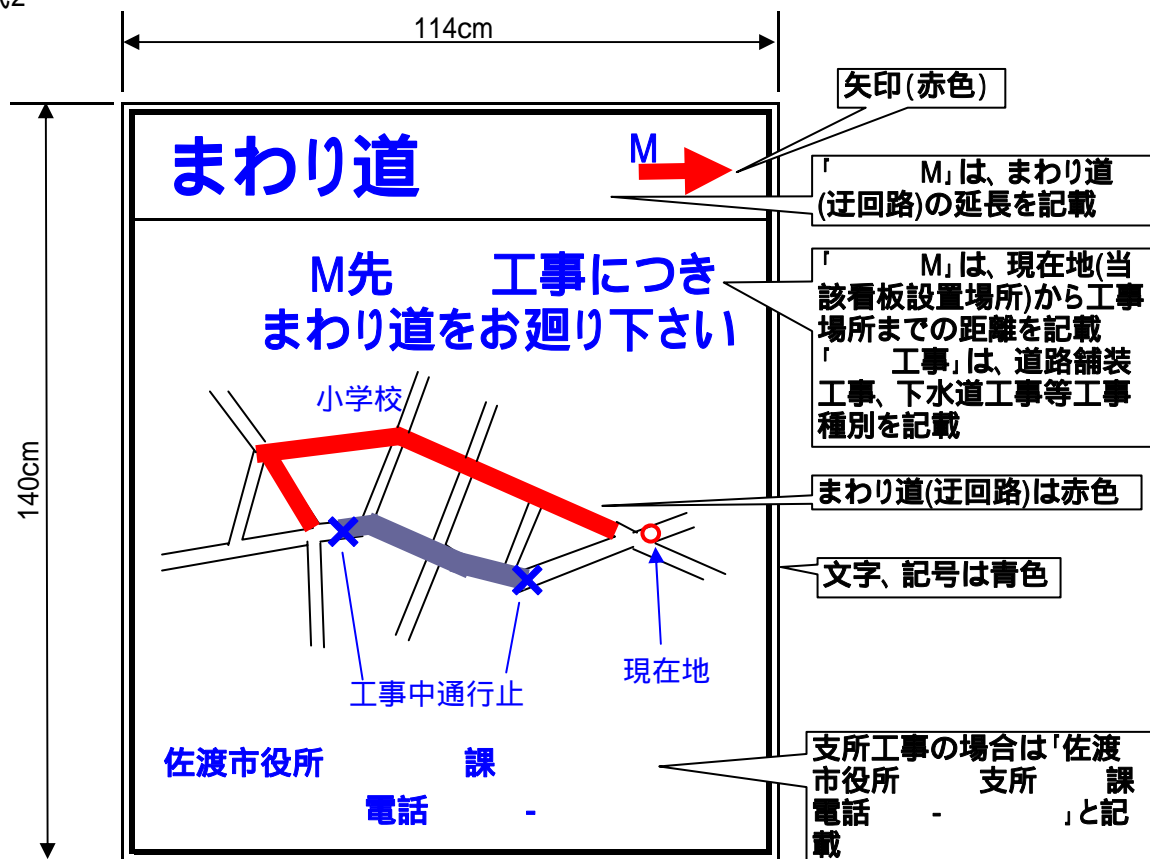


様式1



原則として工事区間の起終点に設置すること。建築工事等の場合は工事現場敷地の公衆の見やすい場所に設置すること。  
看板の大きさは図の数値を標準とするが、現場条件に応じて変更できるものとする。

様式2



迂回路入口に設置すること。  
迂回路途中の交差点には、「まわり道」等の標識を設置すること。  
看板の大きさは図の数値を標準とするが、現場条件に応じて変更できるものとする。